

熊広医給第207号
令和3年6月25日

県内医療関係団体
県内各保険医療機関
県内各保険薬局

} 御中

熊本県後期高齢者医療広域連合
事務局長 岩崎 高児
(公印省略)

令和2年7月豪雨に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて

日頃から熊本県後期高齢者医療広域連合の運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このことについて、当広域連合は令和2年7月豪雨に係る一部負担金免除の期限を現行の令和3年6月30日から令和3年12月31日へ延長することとしました。

なお、令和3年1月1日以降の診療で一部負担金の免除を適用するには「後期高齢者医療一部負担金免除証明書」の確認が必要となりますのでご注意願います。

被保険者が受診される際に保険証と併せて熊本県後期高齢者医療一部負担金免除証明書を提示された場合は厚生労働省保険局医療課事務連絡のとおり一部負担金及びレセプト作成についてご対応いただきますようお願いいたします。

添付資料

- ・後期高齢者医療広域連合一部負担金免除証明書（参考）

熊本県後期高齢者医療広域連合
担当：給付課 橋本
電話：096-288-6050
FAX：096-368-6577

熊広医事シ 号

後期高齢者医療一部負担金免除証明書

被 保 険 者 番 号		
被 保 険 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
有 効 期 間		自 年 月 日 至 年 月 日

上記のとおり、後期高齢者医療一部負担金の免除を行っている者であることを証明する。

年 月 日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

熊本県後期高齢者医療広域連合

連合長